

食品の安全確保のため食品衛生法が改正され、 **HACCP**が義務化されます！

ハサップ

HACCP義務化のポイント

- ✓ **2020年6月1日から義務化** されます。
- ✓ HACCPの義務化は、原則 **全ての食品等事業者が対象** となります。
- ✓ 事業者は、**「HACCPに基づく衛生管理」** または **「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」** のどちらかの基準で衛生管理を行うこととなります。

- ・「HACCPに基づく衛生管理」の対象事業者：大規模事業者等
- ・「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の対象事業者：小規模事業者等

- ✓ 事業者は、基準に従い **衛生管理計画を作成し、計画に沿って衛生管理を実行、記録すること** が求められます。
- ✓ 衛生管理計画は、**手引書を参考** に作成することができます。



手引書については下記サイトを参照してください。

厚生労働省ホームページ

「食品等事業者団体が作成した業種別手引書」

HACCP 業種別 手引書

🔍 検索

HACCP義務化の詳細は下記お問い合わせ先まで連絡ください。

問い合わせ先

北部保健所	生活環境班	(0980) 52-2636
中部保健所	生活衛生班	(098) 938-9787
//	食品衛生広域監視班	(098) 894-6530
南部保健所	生活衛生班	(098) 889-6799
宮古保健所	生活環境班	(0980) 72-3501
八重山保健所	生活環境班	(0980) 82-3243
衛生薬務課	食品乳肉班	(098) 866-2055
那覇市保健所	生活衛生課	(098) 853-7963